

環境省告示第 号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を次のように定める。

平成十八年 月 日

環境大臣 小池百合子

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準

昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第二項の規定により定められた同条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件。以下「告示」という。）第三号の環境大臣が定める基準は、次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の水産動植物被害予測濃度（告示第三号に規定する水産動植物被害予測濃度をいう。）が、同表の基準値の欄に定める濃度を超えないこととする。

農薬の成分	基準値
3 - (4 - クロロ - 5 - シクロペンチルオキシ - 2 - フルオロフェニル)	0.79 μ g/l

- 5 - イソプロピリデン - 1 , 3 - オキサゾリジン - 2 , 4 - ジオン (別
名ペントキサゾン)